

# 入札説明書

檀原公苑地質調査業務

令和8年5月

奈良県

# 入 札 説 明 書

令和8年5月13日付け橿原公苑地質調査業務委託にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

## 1 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札書提出の日から開札日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 国土交通省地質調査業者登録規定に基づく地質調査業者の登録を受けている者であること。
- (8) 令和8年度奈良県建設工事等入札参加資格業者名簿のうち、「地質調査業務」として登録している者であること。
- (9) 奈良県内に本店又は営業所を有していること。
- (10) 過去5年以内に、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体から地質調査業務を受注し、完了した実績を有していること（令和3年4月1日以降に受注し、令和8年3月31日までに完了したもの）。

## 2 入札の手続

- (1) 入札書は入札公告第4に示す期間内に提出してください。ただし、奈良県の休日（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）を除きます。
- (2) 入札書の提出について  
ア 入札書は、郵便により提出してください。  
郵便は書留郵便としてください。入札書は積算内訳書とともに封筒に入れ、封

書の表に【開札日】、【委託業務名】、【作業場所】、【入札者名】を記載し、併せて「入札書在中」と朱書きしてください。

封筒は、代表者の印で封印してください。

入札書は二重封筒とし、奈良県地域創造部スポーツ振興課長あての親展として、入札公告第4に定める期日までに次に示す場所へ到着するようにしてください。期限までに到達したもののみ有効です。

<送付先> 〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県地域創造部 スポーツ振興課長

イ 一度提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

ウ 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 第1に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (5) 積算内訳書が入札書に同封されていない入札
- (6) 入札書比較価格よりも高い金額での入札
- (7) 同封された積算内訳書が、当該入札書のものであると確認できない入札
- (8) 同封された積算内訳書が、入札者のものと確認できない入札
- (9) 書留郵便でない入札

### 4 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とします。落札となるべき同額の入札があった場合は、「くじ」により決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

「くじ」を行う場所 奈良県本庁舎1階 入札室

「くじ」を行う日時 令和8年6月5日(金)開札終了次第(予定)

「くじ」の実施方法については、以下のとおりとします。

ア 落札となるべき同額の入札をした者(以下「くじ対象者」といいます。)の入札日(表封筒に印字された郵便局の受付日<sup>※1</sup>)の早い順に、くじ対象者に対し番号(以下「抽選番号」)を割り当てます。番号が同数の場合、書留番号<sup>※2</sup>の下4桁の小さいものから順に割り当てるものとします。

イ くじ対象者が入札書に記載したくじ用の番号(以下「くじ番号」といいます。)をすべて加算します。なお、くじ番号が未記入等の場合は「0」とみなします。

ウ くじ番号の合計値をくじ対象者数で除算したときの余りの値に1を加算した数と

抽選番号が一致した者を第1落札候補者とします。

エ 第2落札候補者を決める必要がある場合は、第1落札候補者を除いたくじ対象者で同様の手順を繰り返します。第3落札候補者以降についても同様とします。

※1 受付日が印字されていない場合は、担当部課等で入札書を受け付けた日とします。

※2 書留番号は、書留郵便において日本郵便が配達記録管理に使用している番号とします。

<例>

業者名	入札書の金額	入札日 (表封筒に印字された郵便局の受付日※1)	書留番号の下4桁	くじ番号	くじ対象者	抽選番号
A社	10,000,000	2026.5.24	1234	001	○	1
B社	12,000,000	2026.6.2	4567	234	×	
C社	10,000,000	2026.6.2	8901	056	○	3
D社	10,000,000	2026.6.2	0123	089	○	2

くじ番号の合計値 =  $001 + 056 + 089 = 146$

くじ対象者数 = 3

$146 \div 3 = 48$  余り 2  $2 + 1 = 3$

第1落札候補者は抽選番号「3」のC社となります。

また、第2落札候補者を決める場合は、

$(001 + 089) \div 2 = 45$  余り 0  $0 + 1 = 1$

第2落札候補者は抽選番号「1」のA社となります。

## 5 競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行うとともに、施工体制確認調査を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合又は適正な業務の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査書類を提出してください。また、必要に応じて施工体制確認調査書類に基づいた聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は失格となるとともに、入札参加停止を受けることがあります。

### (1) 競争入札参加資格確認申請書等

「競争入札参加資格確認申請書（様式1）」

- \* 国土交通省地質調査業者登録規程第7条第1項の規定に基づき国土交通省に提出した地質調査業者現況報告書の写し（直近のもので表紙部分のみで可）を添付してください

### (2) 施工体制確認調査提出書類

ア 施工体制確認調査報告書	様式2-1
イ 業務履行に関する実施体制図（測量等調査業務）	様式2-2
ウ 配置予定技術者名簿（測量等調査業務）	様式2-3
エ 積算内訳書（測量等調査業務）	様式2-4
オ 手持ち機械等の状況	様式2-5

- \* 各様式の記載要領を十分確認して下さい。記載内容が記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。また、記載内容を証明するための添付資料を必ず添付して下さい。

- \* 書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認の上、提出して下さい。

- \* 下記の場合も契約審査会により適正な業務の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。

- ア 施工体制確認調査に協力しない場合
  - イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合
  - ウ 提出書類が設計仕様等に適合しない場合
  - エ 提出書類が入札金額に適合しない場合
  - オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
  - カ 上記のほか、適正な業務の確保がなされないおそれがあると認められる場合
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出期限 入札公告第4に示す期限までに提出してください。  
\* 期限までに提出されない場合は失格となります。  
\* 次順位以降の者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。
- (5) 提出方法 持参により提出してください。
- (6) 提出書類の作成等
- ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
  - イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査以外に提出者に無断で使用しません。
  - ウ 提出書類は返却しません。

## 6 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則（昭和39年奈良県規則第14号）第17条第1項の規定に基づき落札決定の日以降に速やかに契約を締結するものとします。

## 7 入札及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県地域創造部 スポーツ振興課  
電話 0742-27-5421

## 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

様式1

## 競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 印  
連絡先電話番号  
連絡先ファクス番号  
連絡先メールアドレス

入札公告日：令和8年5月13日  
委託業務名：橿原公苑地質調査業務委託

上記工事に係る競争入札参加資格について、確認されたく、下記のとおり申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するとともに、契約締結後において、確認申請書及び添付資料の記載内容に疑義が生じ、同書類では参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請求を受けても異議を申し立てません。

### 記

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。  
 相違ありません。（※チェックしてください）

2. 地質調査登録規定に基づく登録の状況

登録番号	登録年月日
	年 月 日

3. 過去5年以内に、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体から地質調査業務を受注し、完了した実績を有していること（令和3年4月1日以降に受注し、令和8年3月31日までに完了したもの）。

発注者名	工事名及び工事内容	契約期間

4. 添付書類

- ・国土交通省地質調査業者登録規程第7条第1項の規定に基づき国土交通省に提出した地質調査業者現況報告書の写し（直近のもので表紙部分のみで可）
- ・上記3に係る契約書の写し